

No.406号

2021年2月1日

発行 金町第一団地自治会

責任者 相田 壯一

連絡先 電話 090-9008-7433



金町第一団地

自治会へのご意見は、メールアドレス：
kanamachidaiichi@yahoo.co.jp

みんなが住み続けられる
金町第一団地を！

近隣社会と共存できる
金町第一団地を！

ホームページ：

<http://enjoy1.bb-east.ne.jp/~tk4982/danchi/kana-danchi-top-03.html>

**令和三年度、金町第一団地自治会
役員が改選されます！**

表記の役員選挙は、役員選出規定第九条により、二月二十七日(土)午前十時より受付を開始いたします。なお、
×切は三月五日(金)十九時といたします。
直接選挙で改選する役職は、金町第一団地自治会規約第十四条により、
会長、副会長、事務局長、会計長、会計監査です。立候補される方は、役員選出規定第十条に基づき①氏名②年齢③住所(号棟)④立候補する役職⑤四百字以内の立候補または推薦立候補理由⑥推薦者の住所(号棟)及び氏名⑦その他必要と認める事項を記入の上、選挙管理委員会までご提出ください。

なお立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会を役員選考委員会に切り替え、三月七日午前、居住者の皆さんへ役員就任要請に伺いますので、その節はよろしくお願いいたします。
令和三年度役員選挙管理委員会

委員長 吉岡 肇(六〇四〇七)

☎削除

委員 岡崎 理史(三二二〇二)

☎削除

委員 香川 利民(八五〇三)

☎削除

委員 石井 安久(顧問)

☎削除

**小学校に入学されるお子さんの
保護者の方は、自治会会長までご
連絡ください！**

今年度の新入学児童の保護者の方は自治会会長までご連絡ください。すでに新入学一名の届け出がありますがお忘れの方はないでしょうか。金町第一団地自治会は、新成人と新入学児童に記念品を贈呈していますのでお忘れなくお願いいたします。

連絡先 四一三〇五 相田 壯一

☎削除

**工事が完了したとの掲示などは
ありませんが、不具合なところは**

ありませんか？ 二号棟、郵便受け廻りの椅子、大至急復活を！

工事によつて不具合が生じている世帯は大至急管理事務所まで申し出てください！

前号でもお知らせいたしておりますが、二号棟玄関の荷物置き場や休憩用の椅子が工事で取り払われたままです。年配者が多い現在、検討中など呑気なことを言っておれないのです。大至急、椅子を復活して下さい。

その他、以下のようなことが自治会に寄せられています。

①四号棟で、玄関扉が最後までキチツトしなくなりました。

②六号棟で、クーラーの室外機のホースが外れて中から外が見えるほど隙間が空いている。

③六号棟中央の、ゴミを捨てに行くときや駐車場に行くときに利用する入口の雨防止用の屋根がはがれたままになっている。

◆居住者の皆さんで、工事によって不具合が生じている世帯は大至急、管理事務所までご連絡ください。

役員選挙の公示が迫っています。

来年度自治会役員としてご協力ください！

同時に自治会未加入の方は、左記の呼びかけ文に応じてご加入ください！

コロナ禍で、緊急事態宣言が出されて、三週間が過ぎようとしています。いかがお過ごしでしょうか。また、いつも自治会の行事や、行政や都市機構への署名やカンパに対するご協力に感謝申し上げます。自治会は、居住者間の親睦を深めることを第一に、行事を計画してきました。それは何よりも災害時などに、声を掛け合える関係を築くことが大切だと考えるからです。阪神淡路大震災の記録を見ると、自治町会がしっかりしているところほど立ち直りが早かったといわれております。一人暮らしであるとか、高齢者である

とか、ある程度隣人の家庭の状況に通じていることが、いざというときに助け合いにつながっていることを物語っています。そうした意味では、自治会加入者は四割位ですが、都市機構がプライバシー問題をたてに、かたくなに全居住者名簿を自治会に明らかにしません。災害があつた時にはどうするつもりなのでしょうか。同時に自治会は、居住者の皆さんの身近な要望に対しても、年数回の都市機構交渉でそれを取り上げ交渉してまいりました。

団地内放送設備の設置、四号棟北のフエンス設置、持ち主不明の自転車整理、子供たちが遊び場にしがちな二階部分屋根の柵の設置、段差の解消、西・東側住宅の目隠し用植栽の設置、福島原発事故の影響での公園・通路の汚染土除去、一貫して交渉している共益費の値下げ空き家対策、壁紙のはがれや結露、カビ問題など、多岐にわたる問題をとり上げ、公団交渉は大きな力を発揮してきました。

そうした積み上げが、個人では実現しない問題でも交渉で実現させること

につながっているのです。自治会役員会は、毎月第二日曜日を定例役員会としていますが、仕事やほかの用事で参加できなくても、事前にレジュメを毎回お届けしています。同時に行事にか参加できなくても、居住者の声を役員会に反映しさせることで充分貢献をしていたいただいているのです。すべてはボランティアなのですが、そこは集団の力なのです。

さて、二月末には役員改選がありますが、お力をお貸しください。同時に自治会未加入の方は、この機会に自治会加入を心より呼びかけるものです。

編集後記

冬至が過ぎれば少しずつでも日が延びて、朝と夕は明るい時間が増えてくるものと思っていました。

現実には冬至が過ぎても、朝は五分日の出が遅くなり、一月十三日になって初めて一分日の出が早くなることとなります。夕方は冬至から決まって一分ずつ日の入りが延びて、同じ一月十三

日には、冬至以来十八分日没が延び、明るい時間が日に日に増えることとなります。言うまでもありませんが、地球はその誕生以来、北極点と南極点を結ぶ「地軸」を中心に自転を続けています。

地軸は公転軌道に対して垂直ではなく、約二十三、四度傾いています。北半球で夏は日中の時間が長く、冬は逆に夜が長くなるのは、この傾きによって太陽の当たる時間が変化するためなのです。